

朝鮮に於ける日本の植民地教育(Ⅲ)

—国語教育政策を中心として—

清 水 慶 秀

I

1910年(明治43年)8月22日、日韓合併条約が成立して以来、1954年(昭和20年)8月15日、日本の敗戦にともなう朝鮮の独立にいたるまでの朝鮮に対する一貫した植民地政策は、植民地は本国の延長なりとして、原住民に対しても本国と同様の法律、経済、社会制度にならわしめ、本国の法制、風習、言語を普及させ、植民地社会及び植民地人の本国化を図らんとする同化政策であったことは周知の通りである。

従ってその教育も「同化のための教育」の政策がとられ、日本の皇室を尊び、国家に忠なる帝国臣民たるべき能力、品性を涵養することにあつたことは云うまでもない。この「同化のための教育」云い換えれば、「皇民化のための教育」を朝鮮統治の根本方針として、朝鮮の植民地教育制度の整備に積極的にのり出したのは、初代の朝鮮総督に任ぜられた寺内正毅であった。

かれは、総督として最初に発した論告の中で「願フニ人文ノ発達ハ後進ノ教育ニ俟タザルベカラズ而シテ教育ノ要ハ智ヲ進メ徳ヲ磨キ修身齊家ニ資スルニ有リ、然ルニ諸生動モスレバ勞ヲ厭ヒ逸ニ就キ徒ニ空理ヲ談シテ放漫ニ流レ終ニ無為徒食ノ遊民タル者往々ニシテ之レ有リ、自今宜シク其ノ弊ヲ矯メ、華ヲ去リ実ニ就キ懶惰ノ陋習ヲ一洗シテ勤儉ノ美風ヲ涵養スルコトニ努ムベシ。」⁽¹⁾とのべて植民地に於ける教育の重要性を強調し、更には日韓合併の翌年即ち1911年(明治44年)7月1日、第2回地方長官会議の席上、各道長官に対する訓示の中で教育に関して次の如くのべている。

「凡ソ人文ヲ開発シ国本ヲ涵養セントセバ主トシテ教育ノ普及ニ俟タザルベカラズ。朝鮮旧来ノ制度タル多クハ旧態ヲ存シテ世運ノ進歩ニ伴ハザルモノアリ、否ラザレバ徒ニ形式ニ馳セ普通教育ノ機関未ダ備ハラザルニ早ク既ニ高等専門学校ヲ設置セルノ状ナキニアラズ。

(1) 弓削幸太郎：朝鮮の教育 P.106。明治43年8月29日になされた論告。

之ガ為メ往々ニシテ空理ヲ尙ビ実学ヲ卑ムノ弊ニ陥リ遂ニ遊惰風ヲ為スニ至レリ。是レ最モ憂フベキ所タリ。而シテ其ノ整理ニ関シテ極メテ慎重ナル考慮ヲ要スルガ故ニ総督府設置ノ際ニ於テハ暫ク旧制ヲ存シ、漫ニ改廃ヲ加ヘズ先ヅ詳密ナル調査ヲ遂ゲ時勢民度ニ適応スルノ施設ヲ為サンコトヲ期セリ。蓋シ今後朝鮮ノ教育ハ專ラ有用ノ智識ト穩健ナル徳操トヲ養成シ帝國臣民タルノ資質品性を具ヘシムルコトヲ以テ主張ト為サザルベカラズ、故ニ先ヅ普通教育ノ完備ヲ期シ、且重キヲ实用教育ニ置キ之ニ加フルニ高等普通教育ヲ以テシ、進ンデハ専門教育ヲ施シ各自其ノ分ニ応ジ身ヲ立テ家ヲ興スノ素地ヲ作り以テ国家ノ進運ニ伴ハシムルヲ要ス。此ノ趣旨ニ基キ近ク朝鮮学制ノ発布ヲ見ルベシ。各位ハ其ノ実施ニ際シ民衆ヲシテ能ク教育ノ大事ヲ諒解シ文化ノ恵沢ニ浴セシムルコトニ勉ムベシ。」⁽²⁾

これらの引用したかれの論告、訓示でも分る通り、かれは「物質的に朝鮮民衆の福利を増進するのみならず、進んで精神的同化を図り、もつて、内鮮一家の実をあぐる」という合併の終局の目的のためには、特に教育の力にまつこと大なりと考え、朝鮮教育制度の制定を進めたのである。合併後慎重に審議を重ねた満一年後の1911年（明治44年）8月23日、勅令第229号として制定公布されたのが「朝鮮教育令」⁽⁴⁾である。

II

寺内総督は「朝鮮教育令」の施行と同時に論告を發し、その中で次のようにのべている。

「帝國教育ノ大本ハ夙ニ教育ニ関スル勅語ニ明示セラルル所之ヲ国体ニ原ネ之ヲ歴史ニ徴シ確乎トシテ動かカスヘカラス朝鮮教育ノ本義亦此ニ在リ 惟フニ朝鮮ハ未タ内地ト事情ノ同シカラサルモノアリ是ヲ以テ其ノ教育ハ特ニカク徳性ノ涵養ト国語ノ普及トニ致シ以テ帝國臣民タルノ資質トヲ具ヘシムルコトヲ要ス若夫レ空理ヲ談シテ実行ニ疎ク勤勞ヲ厭ヒテ安逸ニ流レ質実敦厚ノ美俗ヲ捨テテ輕佻浮薄ノ惡風ニ陥ルカ如キコトアラムカ雷ニ教育ノ本旨ニ背クノミナラス終ニ一身ヲ誤リ累ヲ家國ニ及ホスニ至ルヘシ故ニ之カ実施ニ関シテハ須ラク時勢ト民度トニ適応シ以テ良善ノ效果ヲ收メムコトヲ努ムヘシ」⁽⁵⁾

このことは実に朝鮮に対する日本の植民地教育の真隨を示したものに外ならず、殊に国語（日本語）の普及は、国民同化の根柢をなすものとして重きをおかれ、同化のための教育政策がここで明確に樹立されたのである。

この「朝鮮教育令」は第一章・綱領（第1条から第7条まで）と、第二章・学校（第8条

(2) 弓削幸太郎：ibid. P.114。朝鮮教育令公布の前月になされた訓示。

(3) 朝鮮総督府：施政25年史 P.25。

(4) これは同年11月1日より実施されている。

(5) 朝鮮総督府：ibid. P.168。

から30条まで)の二つの章に分れ、その第1条に明記している通り、朝鮮人のみの教育について規定したものであり、これに規定した学校は、普通学校(第8条—第10条)、高等普通学校(第11条—第14条)、女子高等普通学校(第15条—第19条)、実業学校(第20条—第27条)、⁽⁶⁾専門学校(第24条—第27条)の五種類であった。前三者は普通教育を施す学校で、普通学校は日本内地の小学校に、高等普通学校は中学校に、女子高等普通学校は高等女学校に相当する学校であった。

この学制によれば普通学校は修業年限6年(但し土地の状況により5年または4年に短縮することも認む)、その卒業生を入学させる高等普通学校は修業年限4年、更にその卒業生を入学させる専門学校は修業年限3年又は4年であった。従って普通学校に入学してから最高の教育を終るまでに僅か11年又は12年を要するにすぎず、内地にあっては中学校を卒業する年限とほぼ同じであったのである。

Ⅲ

「朝鮮教育令」の特色は第一章・綱領と題して、朝鮮教育の大本を明示したことである。これは既に種々引用した寺内総督の論告にもみられる通り、かれの朝鮮に於ける植民地教育方針を明確に表現したものであった。この綱領は次の7ヶ条から成り立っている。

第一条 朝鮮ニ於ケル朝鮮人ノ教育ハ本令ニ依ル

第二条 教育ハ教育ニ関スル勅語ノ趣旨ニ基キ忠良ナル国民ヲ育成スルコトヲ本義トス

第三条 教育ハ時勢及民度ニ適合セシムルコトヲ期スヘシ

第四条 教育ハ之ヲ大別シテ普通教育、実業教育及専門教育トス

第五条 普通教育ハ普通ノ知識技能ヲ授ケ特ニ国民タルノ性格ヲ涵養シ言語ヲ普及スルコトヲ目的トス

第六条 実業教育ハ農業、商業、工業等ニ関スル知識技能ヲ授クルコトヲ目的トス

第七条 専門教育ハ高等ノ學術技芸ヲ授クルコトヲ目的トス⁽⁷⁾

これら7ヶ条のうち特に第2条は、朝鮮人は内地人と等しく勅語の趣旨に適合すべく教育する旨を鮮明にしたものであり、朝鮮人教育の大目的を規定したものである。そしてその方法上においては第3条に明記している如く「時勢と民度に適合するを要する」という漸進主義の立場を表明している。しかしこの第3条の真意は、原住民の言語、風習、文化等を尊重

(6) これら5種類の学校については、朝鮮教育令に基づいて、それぞれの学校規則が公布されている。即ち明治44年10月20日「普通学校規則」、「高等普通学校規則」、「女子高等普通学校規則」、「実業学校規則」が公布され、「専門学校規則」は大正4年3月24日に公布されている。

(7) 朝鮮総督府学務局：現行朝鮮教育令並関係法規P.1。(大正9年12月編纂)

し、これを保持させるものではなく、急激な改革による原住民の反感と抵抗による破壊を阻止し、漸進的に民族の同化という植民地政策の成果を挙げるにあっては、朝鮮人を日本人に育成するという合併以来の根本方針からみて明白である。

この7ヶ条から成る綱領は、弓削幸太郎がその著「朝鮮の教育」で明確に指摘している如く、朝鮮人教育の究極の理想が、朝鮮人を在来の日本人即ち内地人同様な日本臣民に育てあげてを明示し、その方法としては異民族同化は容易でない故、急いではならず、従って旧来の習慣を改むるが如きは慎重なる研究の後、漸を以てしなければならないこと。更には国民教育である普通教育の普及と実業教育に力を用い、高等教育の如きは急ぐべきではないこと、そして特に日本語の普及を努めることを教育の方針としてうたったものであった。⁽⁸⁾

Ⅲ

朝鮮に於ける日本の植民地教育は、上にのべてきた如く、朝鮮をして日本人に育成するという「皇民化」の教育であり、「日本民族への同化」をめざすものであった。従って民族同化の根柢をなす日本語の普及に最大の力を注いだことは云うまでもないところである。

日本語を常用しない朝鮮に於て、日本精神文化の宣揚と伝達と移植とのために、更には内鮮一如の精神的流通を期する上に、そしてまた真の日本国民的性格の陶冶のためには、日本語の普及、即ち国語教育問題の解決が緊急欠くべからざるものであった。

すでにのべた「朝鮮教育令」の実施に当り、寺内総督が発した訓令の中で「国語ハ国民タル性格ヲ涵養スルニ必要ナルノミナラズ日常ノ生活上必須ノ知識技能ヲ授クルニ於テ欠クベカラザルヲ以テ之ガ教科目ハ修身、歴史地理、実業、家事等ニ亙リ務メテ日常生活ノ用ニ資セシムルコトヲ期スベシ」⁽⁹⁾とのべて、日本語普及に意を注ぎ、また「普通学校規則」第7条の中で「国語ハ国民精神ノ宿ル所ニシテ且知識技能ヲ得セシムルニ欠クベカラザルモノナレバ何レノ教科目ニ付テモ国語ノ使用ヲ正確ニシテ其ノ応用ヲ自在ナラシムコトヲ期スベシ」⁽¹⁰⁾と規定して、機会ある毎に国語教育の趣旨の徹底を期したのである。

特に所謂「一面一校主義」(面というのは日本内地に於ける村に相当する行政区劃)の立場から、その普及に努めた普通教育に日本語教育の重点がおかれていた。⁽¹¹⁾即ち普通学校児童一人の国語の收得は「実にその本人のみならず、進んでその家庭郷党に国語を扶植する機縁となる」⁽¹²⁾という考えのもとに、普通学校の国語教育による日本語の普及を図ったのである。

(8) 弓削幸太郎：ibid. P. 118~119。

(9) 弓削幸太郎：ibid. P. 137。

(10) 朝鮮総督府学務局：ibid. P. 7. 第7条第3項

(11) 岩波書店、教育第1巻第6号P. 145。(高木市之助：朝鮮に於ける国語教育)

(12) 朝鮮初等教育研究会：朝鮮の教育研究臨時号——朝鮮の国語教育P. 67。(吉田正男：国語と国語教育との小考察)

普通教育の目的は「朝鮮教育令」第5条で「普通ノ知識技能ヲ授ケ特ニ国民タルノ性格ヲ涵養シ国語ヲ普及スルコトヲ目的トス」と明記されており、更に同令第8条で「児童ニ国民教育ノ基礎タル普通教育ヲ為ス所ニシテ身体ノ発達ニ留意シ国語ヲ教ヘ徳育ヲ施シ国民タルノ性格ヲ養成シ其ノ生活ニ必須ナル普通ノ知識技能ヲ授ク⁽¹³⁾」とあるように、国語教育の徹底普及がその最大の眼目であった。そして普通学校に於ける国語教育のねらいは「国語力の養成即ち日本国民として恥しくない国語生活者の教養にあり、国語力を鍛錬し、学校生活や日常生活をより国語化することに努めて、日本語に対する愛重感を抱かせ、美しい正しい国語生活を意図せしめること、更には国語を通して国語にこもる国民精神の真相を体認せしめて⁽¹⁴⁾ “我は日本人なり”の信念を十分に抱懐させる」ことにあるのであ

V

普通学校は8才以上の子供を收容する初等教育機関⁽¹⁵⁾であり、その教科目は修身、国語、朝鮮語及び漢文、算術、理科、日本歴史、唱歌、図画、手工等であった⁽¹⁶⁾。その修業年限は最高6年、最低4年であり、⁽¹⁷⁾授業料を必要とし、⁽¹⁸⁾勿論義務教育ではなかった。

国語を教え、普通教育を通して国語を普及せんとする目的達成のために、普通学校に於ける教科の教授用語はすべて日本語で行われ、特に国語が重要なる教科目となっていたのである。国語教育については「普通学校規則」第9条で次のように詳細に規定している。

「国語ハ普通ノ言語、文章ヲ教ヘ正確ニ他人ノ言語ヲ了解シ自由ニ思想ヲ発表スルノ能ヲ得シメ生活上必須ナル知識ヲ授ケ兼テ徳性ノ涵養ニ資スルコトヲ要旨トス

国語ハ仮名ヨリ始メテ普通ノ口語ヲ授ケ漸ク進ミテ平易ナル文語ニ及ホシ其ノ材料ハ修身、歴史、地理、理科、実業其ノ他生活上必須ナル事項ニ採リ女兒ノ為ニハ特ニ家事上ノ事項ヲ交フヘシ

(13) 朝鮮総督府学務局：ibid.P.1。

(14) 朝鮮初等教育研究会：ibid. P.125。（権東河：本校国語教育の努力点と其の実際）

(15) 朝鮮教育令第10条「普通学校ニ入学スルコトヲ得ル者ハ年令8年以上ノ者トス」

(16) 普通学校の教科目については「普通学校規則」（明治44年11月1日より施行）第2章教科目、教則及課程第6条で次のように規定している。「普通学校ノ教科目ハ修身、国語、朝鮮語及漢文、算術、日本歴史、地理、理科、唱歌、体操、図画、手工、裁縫及手芸、農業初歩、商業初歩トス。但シ唱歌、手工、裁縫及手芸、農業初歩、商業初歩ハ土地ノ状況ニ依リ当分ノ之ヲ欠クコトヲ得」

(17) 朝鮮教育令第9条によれば「普通学校ノ修業年限ハ6年トス。但シ土地ノ情况ニ依リ5年又ハ4年ト為スコトヲ得」となっている。

(18) 授業料に関しては、朝鮮教育令第29条の中で「授業料ニ関スル規定ハ朝鮮総督之ヲ定ム」とあり、普通学校規則では第7章雑則第32条に「普通学校ニ於テハ道知事ノ認可ヲ受ケ授業料ヲ徴取スルコトヲ得」と規定されている。

(19) 普通学校規則、第2章第7条の3、註10の本文を参照されし。

国語ヲ授クルニハ読方、解釈、会話、暗誦、書取、作文及習字ヲ併セ課スヘシ但シ作文、習字ハ特ニ教授時間ヲ區別シテ課スルコトヲ得、読方ハ発音ニ注意シ抑揚緩急其ノ宜シキヲ得ムコトヲ要ス 解釈ハ平易ナル口語ヲ用ヒテ語義文意ヲ明カナラシムヘシ

「会話ハ読本中ノ文章又ハ事項ニ因ミテ之ヲ授ケ進ミテハ日常ノ事項ニ付対話ヲ為サシムヘシ……以下略」⁽²⁰⁾

即ち普通学校に於ける国語教育は、国語の時間に於てのみ行われるものではなく、所謂狭義の国語教育を中心として、他教科更にその外延として朝鮮人児童の環境にある生活の各面に亘り、国語生活化することがその指標であった。

つぎに各学校規則の附則によって、国語の毎週教授時間数をしらべてみると、普通学校では第1学年から第4学年までが10時間、第5学年と第6学年が9時間となっており、これに対して朝鮮語は、その半分の平均4時間から6時間となっている。⁽²¹⁾ 高等普通学校では6時間から7時間、朝鮮語及び漢文は3時間となっている。⁽²²⁾ また女子高等普通学校では6時間から8時間、朝鮮語及び漢文は3時間となっている。⁽²³⁾

朝鮮人児童の母国語であり、常用語である朝鮮語の教育は、「普通学校規則」第10条の中で「常ニ国語ト連絡ヲ保チ時トシテハ国語ニテ解釈セシムコトアルヘシ」⁽²⁴⁾と指示していることから明らかなる如く、彼等にとって日本語こそ、常用語でないという事実からして外国語であるにもかかわらず、逆に常用語である朝鮮語の教育を日本語で解釈するという、全く外

(20) 朝鮮総督府学務局：ibid.P. 8。

(21) 朝鮮総督府学務局：ibid.P. 18。

学 年	1	2	3	4	5	6
教 科 目						
国語の毎週教授時数	10	10	10	10	9	9
朝鮮語及漢文の毎週教授時数	6	6	5	5	4	4

(22) 朝鮮総督府学務局：ibid.P. 34。

学 年	1	2	3	4
教 科 目				
国語の毎週教授時数	7	7	6	6
朝鮮語及漢文の毎週教授時数	3	3	3	3
外国語の毎週教授時数	5	5	5	5

(23) 朝鮮総督府学務局：ibid.P. 52。

学 年	1	2	3
教 科 目			
国語の毎週教授時数	8	7	6
朝鮮語及漢文の毎週教授時数	3	3	3

(24) 朝鮮総督府学務局：ibid.P. 9。

国語学習の如き取り扱いをうけていた。その教授時数については高等普通学校では外国語(英語、独語、仏語)の教授時数よりも少ないものであったのである。⁽²⁵⁾

Ⅵ

さて以上の点から、寺内総督を中心とする朝鮮総督府の教育政策の特質を端的に表現すれば、それは1つは日本人と朝鮮人との間に全く別個の教育機関を設けたことであり、今一つは学校生活のすみずみにまで日本語を強制的に使用せしめ、朝鮮語を極力排除したことである。

前者は「朝鮮の時勢及び民度に応じ、漸進主義」による当時の植民地方策にかなったものであったにしても、朝鮮人の側からみれば徹底した差別教育としてうけとられるものであった。まして朝鮮人のための教育の目的が「教育勅語の趣旨」によって、「日本臣民」を養成しようとする以上、その教育は「朝鮮民族の固有の文化の継承発展どころではなく、まさに“植民地的奴隷教育、ときめつけられる”⁽²⁷⁾ものであったのである。後者は朝鮮語を教育の全面から追放することによって、「朝鮮民族の独立ないし独立しようとする意図・意欲をうばっていく」⁽²⁸⁾ものであり、一民族の文化を更にはその意識・感情をも抹殺しようとするものであった。

「朝鮮教育令」による教育の実績は、日本語を普及するという国語教育政策の関点から、最も力をいれた普通教育の場合でもすこぶるあがらなかった。⁽²⁹⁾ その理由は「一部の朝鮮人の旧官僚、地主、資本家をのぞく大多数の者は、自分の子を教育する資力をもち合わせていなかったこと」⁽³⁰⁾云い換えれば植民地支配の搾取の結果による貧困のせいであり、他面においては「かれらが日本語を強要される普通学校をきらって、出来うれば、“書堂”をはじめとする私立学校へ通わせよう」⁽³²⁾とする日本の教育政策にたいする一つの反対運動の結果であった。

「被抑圧民族に対して準備される最少限の教育であっても、必然的にそれはかれらの民族的自覚をよび起す傾向をもつ」⁽³³⁾という植民地支配における本国と従属民族とのあいだの相互関

(25) 註22を参照されし。

(26) 朝鮮に在住する日本人子弟の教育は、日本内地の小学校令、中学校令、高等学校令によって行われ、日本人子弟のみの学校が設立されていた。

(27) 広岡亮蔵・海後勝雄：近代教育史Ⅲ P. 307。

(28) 広岡亮蔵・海後勝雄：ibid. P. 308。

(29) 大正8年に於ける学校数は484、児童数は84,306人。当時の朝鮮人口は16,783,510人。

(30) 広岡・海後：ibid. P. 308。

(31) これは日本の寺子屋のように庶民の日常生活に必要な文字の教育を施すところの簡単素朴な教育機関であり、当時においては朝鮮人にとって自国語を学ぶ唯一の教育機関であった。

(32) 広岡・海後：ibid. P. 308。

(33) 広岡・海後：近代教育史Ⅱ P. 23。

係の矛盾は、日本の所謂武断政治、憲兵政治をもってしても避けることは出来なかった。即ち1919年（大正8年）3月1日、全朝鮮をあげての大規模な独立運動、所謂「三・一事件」または「万才事件」とよばれる独立運動の勃発を契機として、従来の武断政治に代って所謂「文治政策」と呼ばれている植民地方策がとられるようになったのである。

この文治政策の結果、総督を武官に限る制度をやめ、これまでの憲兵警察を普通警察にかえ、更には官吏・教員の帯剣を廃止し、きわめて制限された範囲内において朝鮮人の言論の自由を許し、政治的参加が認められるようになったのである。しかし文治政策というも、もとより朝鮮の完全なる自主・独立を許容するものではなく、朝鮮人を日本臣民に育成するという所期の同化政策をより円滑に遂行せんがための方策にすぎなかったことは云うまでもない。

VII

教育面におけるこの時期の大きな変革は、「朝鮮教育令」が改正されたことである。即ち第3代目の総督である齊藤実は、1922年（大正11年）2月4日、教育の普及と改善のために「改正朝鮮教育令」⁽³⁴⁾を公布し、教育刷新による植民地統治の成果を期したのである。かれはこの教育令について、1922年2月6日に発した論告の中で次のようにのべている。

「朝鮮教育令施行以来星霜ヲ閱スルコト既ニ十有余年此ノ間社会ノ進歩民力ノ伸展極メテ著シク殆ント朝鮮往時ノ面目ヲ一新スルノ觀アリ予ハ就任ノ初ニ当リ先ツ社会文化ノ根柢タル教育ノ刷新ニツキ宣明セル所アリ……中略……時勢ノ推移ハ徒ラニ旧株ヲ守ルヲ許サス必ス之ニ応シ適當ナル改正ヲ行ヒ益制度ヲ整ヘ施設ヲ完ウセサルヘカラサルハ言ヲ俟タス是レ今回新ニ師範教育及大学教育ヲ加ヘ且普通教育実業教育並専門教育ノ程度ヲ進メ内鮮共通ノ精神ニ基キ同一制度ノ下ニ施設ノ完備ヲ期スルニ至レル所以ナリ但シ内鮮自ラ事情ヲ異ニスルモノアルヲ以テ普通教育機関ハ特ニ従来ノ名称ヲ襲用シテ教育ヲ施シ子弟ノ特別ナル事情ニ応シ学習シ得ルノ途ヲ開タリ」⁽³⁵⁾

この論告で齊藤総督が明示している如く、旧教育令との相違点は、（イ）内鮮人の教育制度を一教育令に統合し、（ロ）従来の学校制度を内地と同程度のものとし、（ハ）大学の設置を認め、（ニ）独立の師範学校を認めたこと等であつた。

この教育令によれば初等教育機関は、主として日本語を使用する内地人の子供を対象とする小学校⁽³⁶⁾と、朝鮮語を常用するもの、主に朝鮮人の子どもを收容する普通学校⁽³⁷⁾の2本建と

(34) これは32条から成り、7ヶ条から成る綱領はなくなっている。大正11年4月1日より施行。

(35) 朝鮮総督府：朝鮮——教育制度改正記念号 P. 2～3。

(36) 第2条「国語ヲ常用スル者ノ普通教育ハ小学校令、中学校令及高等女学校令ニ依ル」

(37) 第3条「国語ヲ常用セサル者ニ普通教育ヲ為ス学校ハ普通学校、高等普通学校及女子高等普通学校トス」

し、朝鮮人で日本語を解する者には小学校、中学校、高等女学校の入学を認めている。⁽³⁸⁾普通教育は小学校、普通学校とその名称を異にするけれども、国語常用者の学校（小学校）には朝鮮語を加うるを得、⁽³⁹⁾国語を常用しない者の学校（普通学校）には朝鮮語を必修させることの外は、修業年限、学科目、毎週教授時数、課程は皆同じようにとりあつかわれている。国語を常用するか否かの区別は、日常生活に於て国語使用を習慣とするか否かに依って判断され、例えば業務上国語を使用するに止まる者、または対話者との関係上国語を使用するに止まる者の類は、常用せざる者と解釈されていたようである。⁽⁴⁰⁾更に高等普通学校、女子高等普通学校もそれぞれ中学校、高等女学校と同程度のものに引きあげられ、京城帝国大学を設けて（大正15年5月1日）、朝鮮人の入学を許可するなど、その教育制度の上では日本人、朝鮮人の間のいわゆる平等化をある程度実行に移していったのである。しかし教育の平等化は朝鮮人の側からすれば、国語の普及の徹底化と皇民化運動の強化以外のなにものでもなかったのである。

国語教育には一層力をいれ、旧教育令施行の時よりも、国語の教授時数は普通学校に例をとれば、第2学年から第4学年まで毎週2時間増加されている。これに反し朝鮮語は、第1・2学年においては2時間、第3・4学年では1時間、第5・6学年でも1時間と全学年にわたって減少されている。⁽⁴¹⁾しかしこうした普通教育での国語教育の重要視と努力にもかかわらず、併合以来初等普通学校を卒業した者を合わせても、1936年（昭和11年）の統計では約160万、普通一般の民衆の中で、少々国語を解し得る者が約96万、それを合わせてもなお約260万人しか国語を理解し得ず、これは人口2,300万の総数に対する一割強にすぎなかったのである。⁽⁴²⁾

このような現状を打破するために、1936年10月、朝鮮総督府は朝鮮教育研究会に「朝鮮ノ実情ニ鑑ミ一層国語教育ノ実績ヲ挙揚スベキ具体的方案」を諮っている。これに対する答申は、主文、要項第一・国語教育全般ニ関スル事項、第二・国語教育各科ニ関スル事項、第

(38) 第25条「特別ノ事情アル 場合ニ於テハ朝鮮総督ノ 定ムル 所ニ 依リ 国語ヲ常用スル者ハ普通学校、高等普通学校又ハ 女子高等普通学校ニ国語ヲ常用セサル者ハ小学校、 中学校又ハ高等女学校ニ入学スルコトヲ得」

(39) 小学校規程（大正11年2月10日）、第12条「随意科目若ハ選択科目トシテ農業、 商業若ハ朝鮮語の1科目若ハ数科目ヲ加フルコトヲ得」

(40) 朝鮮総督府：朝鮮——教育制度改正記念号P.8。

(41) 朝鮮総督府：朝鮮——ibid.附録P.24。第1号表。

教科目	学 年					
	1	2	3	4	5	6
国語の毎週教授時数	10	12	12	12	9	9
朝鮮語の毎週教授時数	4	4	3	3	3	3

(42) 朝鮮初等教育研究会：ibid.P.258。

三・教師ノ修養ニ関スル事項、第四・一般環境ノ国語化ニ関スル事項に分けられて、詳細になされている。

その主文の中で、国語教育本来の任務を「実ニ我ガ国民ノ歴史的所産タル国語ヲ修得センメテ国民精神ヲ陶冶啓培シ、之ガ普及徹底ニヨリ国民文化ヲ伝達拡充シ以テ億兆一和ノ実ヲ⁽⁴³⁾挙グルニアル」⁽⁴³⁾と再確認している。国語教育全般に関する事項では「(1)国民精神ヲ明徴ニシ、以テ国語ニコモル国心ノ啓培ヲ図ルコト。(2)国語愛ノ精神ヲ作興シ以テ純正雅醇ナル国語ノ徹底ニ努ムルコト。(3)生活連関ニ生キル国語ヲ教養シ、以テ国民タルノ生活態度ノ鍊成ヲ期スルコト。(4)国語ニ生キル喜ヲ感ゼシメ以テ国民的自覚ヲ固カラシムルコト」⁽⁴⁴⁾などをあげている。また一般環境の国語化に関する事項としては「(1)国語ヲ解シ得ル者ヲシテ一層国語ヲ愛用セシムル様努ムルコト。(2)卒業生ノ国語教育補導ニ努ムルコト。(3)国語ヲ解シ得ル者ヲ通シテ家庭社会ノ国語生活化ヲ図ルコト。(4)未就学者ニ対スル国語普及ニ努ムルコト」⁽⁴⁵⁾などをあげている。

VIII

日本の戦時体制の進行にともない、朝鮮人全般に対する日本語の強要、国語生活化の必要は、ますます日本にとってはその度を昂め、皇民化運動はその後さらに1938年(昭和13年)、時の南次郎総督のもとで再び「朝鮮教育令」は改正され、3月4日「改正朝鮮教育令」⁽⁴⁶⁾の公布をみるに至った。

これは公布に際して、南総督が発した諭告の中で

「此ノ国勢ニ副ヒ此ノ世運ニ応ズルノ途ハ国体明徴、内鮮一体、忍苦鍛錬ノ三大教育ヲ徹下シテ大国民タル志操信念ノ鍊成ヲ基幹ト為サザルベカラズ之レ教育施設ノ拡充強化ヲ不断ニ企図スルト共ニ茲ニ新ニ朝鮮教育令ノ改正ニ依リ普通教育ニ於ケル国語ヲ常用スル者ト然ラザル者トノ區別ヲ撤廃シ内鮮人均シク同一法規ノ下ニ教育ヲ授クルノ道ヲ開キタル所以ナリ」⁽⁴⁷⁾

と明示している通り、内鮮人の差別を撤廃し、すべて同一の学校制度による「内鮮共学」の実施を図らんとするものであった。

従って内鮮人区別の従来の普通学校、高等普通学校、女子高等普通学校は全部撤廃され、それぞれ小学校令(1941年には国民学校令)、中学校令及び高等女学校令によることにな

(43) 朝鮮初等教育研究会：ibid. P. 268。

(44) 朝鮮初等教育研究会：ibid. P. 269。

(45) 朝鮮初等教育研究会：ibid. P. 274。

(46) この改正朝鮮教育令は16条から成っており、昭和13年4月1日から施行された。

(47) 朝鮮総督府学務局：朝鮮に於ける教育革新の全貌 P. 2～3。

(48) 改正朝鮮教育令第2条「普通教育ハ小学校令、中学校令及高等女学校令ニ依ル」

り、教科書も同じものを使用するようになったのである。小学校における国語教授時数は旧令の時と同じであるが、朝鮮語の授業時数は更にへらされて、第2学年では4時間が3時間⁽⁴⁹⁾に、第4学年から第6学年までは3時間が2時間となっている。

社会教育の面では、世界に類をみない「皇国臣民の誓詞」(昭和12年)を作って、すべての朝鮮人に齊唱させ、神社参拝、正午黙とうを強制し、1939年(昭和14年)には「創氏改名」まで実施し、朝鮮語と朝鮮の姓を抹殺しようと図ったのであった。小学生に毎日朝礼で齊唱させた「皇国臣民の誓詞」は、

1. 私共は大日本帝国の臣民であります。
2. 私共は心を合せて天皇陛下に忠義を尽します。
3. 私共は忍苦鍛錬して立派な強い国民となります。

というのであり、中学生、大学生、一般民衆には、

1. 我等は皇国臣民なり、忠誠以て君国に報ぜん。
2. 我等皇国臣民は互に信愛協力し、以て団結を固くせん。
3. 我等皇国臣民は忍苦鍛錬力を養い、以て皇道を宣揚せん。⁽⁵⁰⁾

と朗読させ、朝鮮の民族文化、感情を根柢から除去しようとしたものである。

しかし、こうした徹底せる皇民化教育政策も、日本の期待した程所期の目的を収めることが出来ず、敗戦にともなう朝鮮の解放独立という冷厳な歴史的現実の前で、もろくも崩れおちてしまったことは、まだ記憶にあたらしいところである。

参 考 文 献

- (1) 施政25年史、朝鮮総督府(昭和10年)
- (2) 現行朝鮮教育令並関係法規、朝鮮総督府学務局(大正9年)
- (3) 朝鮮に於ける教育革新の全貌、朝鮮総督府学務局(昭和13年)
- (4) 朝鮮——教育制度改正記念号——3月号、朝鮮総督府(大正11年)
- (5) 朝鮮の教育——臨時号、朝鮮の国語教育——朝鮮初等教育研究会(昭和12年)
- (6) 朝鮮の教育、弓削幸太郎(大正12年)
- (7) 朝鮮教育史考、高橋浜吉(昭和2年)
- (8) 朝鮮統治策論、細井肇(大正9年)
- (9) 朝鮮歴史読本、林光澈(昭和24年)
- (10) 近代教育史、II・III、海後勝雄・広岡亮藏(昭和29年、昭和31年)
- (11) 教育——第1巻第6号——岩波書店(高木市之助：朝鮮に於ける国語教育)(昭和8年)
- (12) 教育——第6巻第6号——岩波書店(村上広之：植民地における国語教育政策)(昭和13年)
- (13) 朝鮮教育論、幣原坦(大正8年)
- (14) 教育学事典6、平凡社(昭和31年)

(49) 朝鮮総督府学務局：朝鮮に於ける教育革新の全貌P. 40。第1号表による。

(50) 朝鮮総督府学務局：ibid. P. 1。

ABSTRACT

Japanese Colonial Education in Korea (III)

—Chiefly in Language Policy—

Keishu Shimizu

The Japanese colonial policy towards Korea since the conclusion of the Japan-Korea Annexation Treaty on 22nd August, 1910, until the restoration of Korean independence on 15th August, 1945 as brought about by the defeat of the Imperial Japan, was consistently along the policy of assimilation. Under the policy the eventual assimilation of the colonial populace to the mainland nation was to be aimed at, through acquainting the colonized with the similar legal, economic and social institutions as those of the colonizing regarding the colony as an extension of the mainland, and through disseminating the custom, language and government of the governing over the governed.

Thus, in the scope of education, the policy of “Education As Assimilation” was adopted to effect the advancement of allegiance to the royal family, of loyalty to the state, and of other qualities fit to the Imperial subjects.

M. Terauchi, the first governor to Korea, was to launch out to enforce the Educational System for Colonial Korea in conformity to the general policy above stated. He considered that, in order to accomplish the ideal of the Annexation, i. e., the enhancement of welfare of the Korean populace and the realization of the integration of the nations through spiritual assimilation, the role of education was vital.

He consequently formulated the ideal of education there as “Education to create as good Japanese subjects of the Koreans as the native Japanese”. In order to accomplish this end, he emphasized the propagation of the Japanese language as the basis for the actual integration.

The present study deals with how the teaching of the Japanese language was handled within the “Educational Order of Korea” and how it was substantiated in the curricula of various schools and institutions, and presents an observation on how these were carried out in line with the general colonial policy.